

南砺市相倉・菅沼(富山県)

(1) 保存地区の概要

地区名 南砺市相倉
種別 山村集落
面積 約18.0ヘクタール
選定年月日 平成6年12月21日
特徴

南砺市相倉伝統的建造物群保存地区は、富山県の南西端、白山山系の急峻な山岳に囲まれた豪雪地帯に位置する。この周辺地域は五箇山と呼ばれており、かつて五箇山には合せて1500棟を超える合掌造り家屋があったが、現在も合掌造り家屋を主体とした歴史的景観を保持しているのは、相倉と菅沼の両集落のみである。相倉集落は合掌造り家屋20棟のほか、これらの付属建物である便所、土蔵、板倉及び宗教建築などの建築物67棟と、石造工作物5件によって伝統的建造物群が構成されている。その他、道・耕作地・水路・雪持林なども、伝統的な形態をとどめ、これらを取り囲む豊かな山林とともに、特徴ある歴史的風致を形成している。なお、この伝統的建造物群保存地区に加えて周囲にある茅場などの山林を含めた46.0haが国指定史跡として保護されている。



地区名 南砺市菅沼
種別 山村集落
面積 約4.4ヘクタール
選定年月日 平成6年12月21日
特徴

南砺市菅沼伝統的建造物群保存地区は、富山県の南西端、白山山系の急峻な山岳に囲まれた豪雪地帯に位置し、岐阜県内に源を発し日本海へと向かう一級河川庄川が大きく蛇行する地点の右岸の、舌状に突出した河岸段丘面にある。菅沼集落は、合掌造り家屋9棟のほか、これらの付属建物である土蔵、板倉及び水車小屋、宗教建築などの建築物31棟と、石造工作物2件によって伝統的建造物群が構成されている。その他、社叢や湧水池が環境物件として特定されており、これらを取り囲む豊かな山林や耕作地とともに、特徴ある歴史的風致を形成している。なお、集落の南背後にある急傾斜の山腹は木の伐採が禁じられた雪持林として保存されており、伝統的建造物群保存地区に加えて周囲にある茅場などを含めた14.5haが国指定史跡として保護されている。



(2) 保存地区のあゆみ

- 昭和41年(1966) 相倉集落・菅沼集落(以下「両集落」という)が国史跡に内定以降、史跡制度による両集落の保存が図られる
- 昭和42年(1967) 相倉集落住民で組織する相倉史跡保存顕彰会が設立
- 昭和45年(1970) 両集落が国史跡に指定
- 昭和48年(1973) 相倉集落は平村が、菅沼集落は上平村が史跡の管理団体となる
- 昭和52年(1977) 国史跡相倉集落保存管理計画を策定
- 昭和53年(1978) 国史跡菅沼集落保存管理計画を策定
- 昭和60年(1985) 菅沼集落住民で組織する越中五箇山菅沼集落保存顕彰会が設立
- 昭和61年(1986) 合掌造り家屋の屋根葺き業者である五箇山森林組合が発足
- 平成6年(1994) 両集落が伝統的建造物群保存地区に指定(8月)、国の重伝建に選定(12月)
- 平成7年(1995) 両集落が「白川郷・五箇山の合掌造り集落」として世界文化遺産登録
- 平成8年(1996) 国史跡相倉及び菅沼集落保存管理計画を策定(改定)
相倉集落に住民共同車庫を整備
- 平成9年(1997) 相倉集落に茅保管庫を整備。菅沼集落に住民共同車庫を整備
- 平成10年(1998) 世界遺産相倉合掌造り集落保存財団が設立
相倉集落で保存協力金徴収制度の運用開始
- 平成12年(2000) 菅沼集落で放水銃等防災施設が竣工
- 平成14年(2002) 相倉集落で放水銃等防災施設が竣工
- 平成16年(2004) 町村合併により南砺市が誕生、両史跡の管理団体となる
- 平成18年(2006) 菅沼世界遺産保存組合が設立
- 平成19年(2007) 菅沼集落に展望広場、エレベーター施設、駐車場を整備。
菅沼集落で保存協力金徴収制度の運用開始
- 平成24年(2012) 南砺市五箇山世界遺産マスタープランを策定。相倉集落で世界遺産に住まんまい家プロジェクトを実施
- 平成26年(2014) 南砺市相倉・菅沼伝統的建造物群保存地区保存計画に基づく五箇山合掌造り集落保存整備基準を策定
- 平成27年(2015) 菅沼集落を含む旧上平村の茅場がふるさと文化財の森に設定
- 平成28年(2016) 相倉集落の茅場がふるさと文化財の森に設定。相倉集落で新茅保管庫を整備
- 令和2年(2020) 国史跡にかかる保存活用計画書を策定(改定)、史跡指定50周年・世界遺産登録25周年(記念フォーラム開催)
茅採取がユネスコ無形文化遺産に登録(保存団体:日本茅葺き文化協会＝相倉保存財団、菅沼顕彰会が会員)



森林組合による
葺替え技術の伝承

放水銃を使用した防災訓練



合掌文化を支える茅刈り



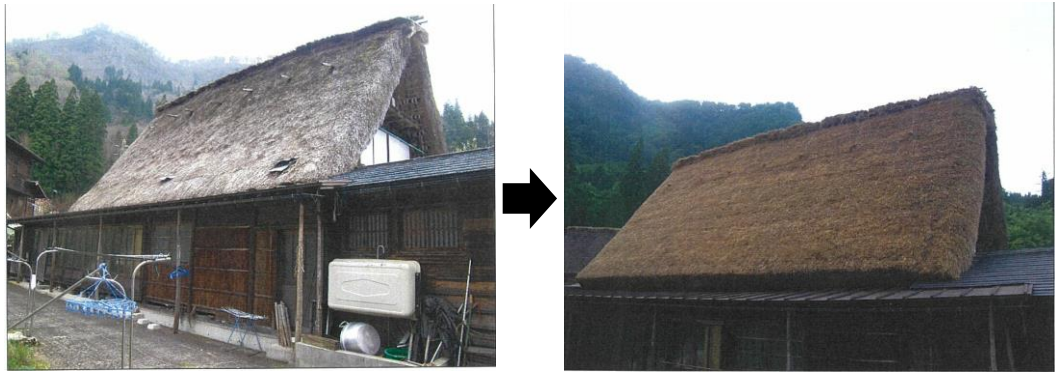
(3) 保存地区の保存と整備

※相倉・菅沼両地区は史跡制度により保存整備がなされており、伝建制度による補助実績はありません。

● 近年の主な修理事業

相倉地区	令和元年度	修理事業2棟 防災施設関係3件
	令和2年度	修理事業2件
	令和3年度	修理事業4件
菅沼地区	令和元年度	修理事業1棟
	令和2年度	修理事業1件
	令和3年度	修理事業1件

・修理事業の例(合掌造り家屋の屋根葺替え)



・茅保管庫の整備



・防災設備(放水銃)の整備



・住民共同車庫の整備



・展望施設、駐車場等の整備



・Free Wi-Fiの整備



(4) 保存地区の活用とまちづくり

両地区は北陸唯一の世界文化遺産でもあり、毎年多くの観光客が訪れる観光地となっている。

両地区では世界遺産登録以降、魅力ある集落景観の保全のため、棚田の整備や集落内の無電柱化が施され、また観光客の受け入れのため、駐車場や展望広場、公衆トイレ等が整備されている。

近年では増加するインバウンドに対応するため、印刷物や説明板等の多言語化、Free Wi-Fi利用環境の整備、多言語対応の観光ガイドアプリの開発など、幅広く来訪者の利便性や満足度の向上に取り組んでいる。

両地区にある市有空き家は、資料館や体験・交流施設、店舗、飲食施設等として活用しているほか、貸家として新規居住者を受け入れる等、集落保全の担い手の確保にも取り組んでいる。

相倉集落では、休耕地等を活用した棚田オーナー制度(田植え、稲刈り、収穫祭等の体験交流事業)に取り組んでおり、地域住民と都市住民の交流を図るとともに、外からの支援者を受け入れながら、農村景観の保全を図っている。



(5) 住民等の取り組み

・相倉史跡保存顕彰会及び越中五箇山菅沼集落保存顕彰会

集落が史跡に指定された事をきっかけに、集落住民が自主的に設立した団体で、集落内の美化活動や小規模の維持修繕など、住民が普通に生活できる集落としての日常的な活動を行うことによって、文化財である集落の保全に努めている。なお近年は、合掌造り家屋の保存に不可欠な茅の自給率向上を図るため、域学連携や民間企業のCSR活動を活用し、住民、行政、企業、大学等と連携した茅場の再生や造成、その維持管理にも取り組んでいる。

茅場再生の取り組み



・公益財団法人 世界遺産相倉合掌造り集落保存財団

世界遺産に登録された事をきっかけに平成10年に設立された団体で、市が所有する集落内の民俗資料館等の管理、耕作放棄地の管理、茅場の維持管理を行うほか、ライトアップイベントや地元小学生を対象に世界遺産の価値を伝える教育プログラムを実施している。

冬のライトアップ



・菅沼世界遺産保存組合

世界遺産に登録された後、市観光施設が整備された事をきっかけに、平成18年に設立された団体で、市が所有する菅沼集落内の民俗資料館や観光施設等を管理運営するほか、ライトアップイベントも行っている。